

## 6 不登校・ひきこもりについて、家族や支援者に留意いただきたいこと①

(1)「家族会」「親の会」等**自助グループ**への参加、**フリースクール**や

様々な**居場所**の活用

- ① **家族だけで抱え込まない**～同じ悩み持つ者同士の支え合い。
- ② 語り合いで気持ちを吐き出す～**カタルシス効果**(心の浄化)
- ③ 子どもとの**具体的な関わり方**を学び合う。
- ④ 進路選択や就労支援等に関する**具体的な情報**を得る。
- ⑤ 必要に応じて行政や関係機関への働きかけや連携を行う。

## 6 不登校・ひきこもりについて、家族や支援者に留意いただきたいこと②

(2)いじめへの対処について

- ① 不登校や登校渋りには「**いじめのSOSかもしれない**」という受けとめが必要
- ② **職場のいじめやパワハラ**も「**離職**→**ひきこもり**」の大きな要因になっている場合があることに留意する。
- ③ 「**安全確保＝逃げる**」ことを最優先に～学校を休ませる、仕事からいったん離れることで自分を守る。
- ④ いじめによる**ダメージ**の大きさを決して軽く考えない→**ダメージが長期化し、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神疾患に追い込まれることも多い。**

## 6 不登校・ひきこもりについて、家族や支援者に留意いただきたいこと③

(3) 発達障害をめぐる不安について

① **発達障害が「増えた」のか？**～発達障害者支援法第2条(定義)では

『この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する**脳機能の障害**であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。』

→「脳機能の障害」を持つ人が、そんなに短期間に増えるものでしょうか？

→ **社会環境(産業構造、雇用環境、学校環境等)の変化**によって「目立つ」ようになったのではないか？

## 6 不登校・ひきこもりについて、家族や支援者に留意いただきたいこと④

(3) 発達障害をめぐる不安について(続き)

② 障害者福祉の基本的視点～環境との相互作用を重視→個人の問題に還元せずに、環境要因を重視する → 環境を改善することの重要性→ソ-

シャルアクション(社会への働きかけ)が必要な場合も多い。

③ 診断は目的ではなく、より良い支援を活用するための手段

(4) 親自身が自分の楽しみや生きがいを持つ

不登校やひきこもり体験者がよく語ること～「親が自分のことで悩み、楽しい生活ができなくなっているのを見るのがとても辛かった。親はもつと自分の生活、人生を大事にしてほしい」

## 6 不登校・ひきこもりについて、家族や支援者に留意いただきたいこと⑤

(5)「ネットやゲームばかり」「昼夜逆転」という心配について

- ① これはひきこもりや不登校の原因ではなく結果。このことで一時的な心の安定を保っているので、これを非難したり制限・禁止するのは「精神安定剤」を取り上げるようなもの→親との関わりの拒否や家庭内暴力、自室への閉じこもり、自傷行為といった状態も生じかねない。
- ② 昼夜逆転も自然な心理→ひきこもりや不登校の人は、昼間はとて不安で自責の念にかられる時間。家族も起きているので顔を合わせて何か言われるかもしれないという心配→みんな寝静まった夜にやっと心の平安が訪れる。
- ③ 「生活リズムを整える」という助言・指導は、当事者にとって「学校へ行く準備」「働きに出る準備」を促されているように感じ、余計なプレッシャーをかけることになりがちで有害無益。まずは今の生活リズムを尊重する。

## 6 不登校・ひきこもりについて、家族や支援者に留意いただきたいこと⑥

…(6)精神疾患等の可能性のある方への対応

- ①精神疾患が背景に考えられる場合は、**病状に応じた適切な治療**が望ましいが、**強制は逆効果**。
- ②周囲が不登校やひきこもりに対して不適切な関わりをしたために、**二次障害**として**精神疾患に追い込まれる**場合も多いので、関わり方に十分留意し、指導や叱責、圧力をかける関わり方はしない。周囲の関わり方を変えることで状態は随分改善される。
- ③不登校では起立性調節障害の診断が多いが、これも原因なのか、不適切な関わりによってそのような状態を呈するのか、慎重な見極めが必要。

## 6 不登校・ひきこもりについて、家族や支援者に留意いただきたいこと⑦

### (7) 就労支援のあり方

- ① 就労は大切な目標のひとつだが、「ひきこもりの解決＝就労」と固定的に考えないことが重要。
- ② 「なぜ就労がうまくいかないのか」「長続きしないのか」じっくり考える。  
→ 就活の失敗を繰り返すとダメージが重なり、より深刻な事態に陥る。
- ③ 精神疾患がある場合は特に慎重に→一般就労にこだわらず、ゆるやかな就労体験や福祉的支援も活用する～各種就労支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク心の相談コーナー等、社会資源の活用
- ④ ボランティアや当事者グループへの参加など、社会とのゆるやかな関わりも  
選択肢のひとつに。

## 7 不登校の現状と課題①

(1) 令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文科省（令和4年10月4日）のデータ

□小中学生不登校が10年連続で過去最多を更新～小学生105,112人（千人当たり17人）、中学生193,936人（千人当たり59.8人、17人に1人の割合なので35人学級ならクラスに2人いることになる）、小中学生合計で299,048人（千人当たり31.7人、前年度比22.1%の急増。

□高校の不登校生徒60,575人（千人当たり20.4人） 中退者43,401人（1.4%）。どちらも平成30年度から減少していたが令和3年度から増加に転じ、増加を続けている。高校生の不登校の割合が小中学生より少ないのは「選択の幅」があるからと推測されるが、近年の増加傾向には留意が必要。

□小中高校生合計で約36万人が不登校



## 7 不登校の現状と課題②

- しかし、実際にはもっと多いのではないだろうか？
- 定義上の不登校は「**病気などの明確な理由がなく30日以上欠席**」
- 診断を受けて**病名がつく**と「**病欠**」不登校の現状④～最近は何日か休むと学校からすぐに病院受診を勧められることがよくある。不登校に理解のある精神科医や小児科医の受診により欠席を勧められ、本人・家族とも落ち着く場合もあるので、受診自体を否定するつもりはないが、慎重な対応が必要。
- 保健室登校、別室登校などは欠席扱いにならない。
- 学校がとてもし辛い、欠席までいかないが登校渋りを繰り返すなど**潜在的な不登校の児童生徒**を含めると統計上の人数よりはるかに多いと思われる。

## 7 不登校の現状と課題③

### (2) 文科省諸課題調査データの疑問①

- この調査は**学校からの報告を集計したもので、不登校の要因は「本人の不安や無気力」**が51.8%と最多で、これは**毎年同じ**である。
- しかしこれは、不登校に追い込まれた結果として本人がそのような状態に陥るということであり、**原因と結果を取り違えて**おり、追い込まれる原因を学校が作り出す場合もある。
- この数字が報道発表等により独り歩きし、社会では「不登校＝不安・無気力」「なまけ・甘え」というイメージが広がる。「家庭に係る状況」の項目も計11.6%で、不登校を個人・家庭の問題と考える風潮を生み出している。→**滋賀県東近江市長の発言**

## 4 不登校の現状と課題④

### (2) 文科省諸課題科省調査データの疑問②

- 「いじめ」は0.2%しかないが、同調査では「いじめ」認知件数が過去最多の681,948件もあるにもかかわらず、不登校の要因としてこれしかカウントされないのは極めて不自然ではないか。「教職員との関係をめぐる問題」も1.2%しかない。
- いじめ認知件数の信頼性にも疑問もあり、千人当たり認知件数の最多が山形県の118.4件、最小が愛媛県の24.4件と5倍も開きがある。文科省は『いじめ認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し検証を仰ぐ』旨通知している(平成27年)
- 学校に係る要因を少なくカウントするのは、学校の責任を回避したいという意識の表れと思われるので、諸課題調査の方法や調査項目等の見直しが必要ではないだろうか。

## 7 不登校の現状と課題⑤

(3) 文科省「不登校児童生徒の実態の把握に関する調査報告書」と保護者・子ども本人の認大きな乖離(小学6年児童713件・保護者754件 中学2年生徒1303件・保護者1374件のアンケート調査結果、令和2年12月実施)

□小学生の「最初に行きづらいつと感じたきっかけ」

①先生のこと:29.7% ②体の不調:26.5% ③生活リズムの乱れ:25.7% ④自分でもよく分からない:25.5% ⑤友達のこと(いやがらせやいじめ):25.2%  
⑥勉強が分からない:22.0%

□中学生の「最初に行きづらいつ感じたきっかけ」

①身体の不調:32.6% ②勉強が分からない:27.6% ③先生のこと:27.5%  
④友達のこと(⑤以外):25.6% ⑤友達のこと(いやがらせやいじめ)、生活リズムの乱れ:25.5% ⑥自分でもよく分からない:22.9%

## 7 不登校の現状と課題⑥

### (4) 不登校が深刻化する教育制度の欠陥

□「義務教育＝子どもが学校に通う義務」という誤解

□**憲法第26条第1項**は「**教育を受ける権利**」を保障、これを実現するするために、国が学ぶ場を無償(同第2項)で用意する義務を負う「**国の義務**」としての義務教育であり、子どもの義務を規定したものではない。

。□しかし、それを**学校教育法第1条**で定める**学校(1条校)**しか用意していないので、何らか理由でその学校に通うことができなくなった子どもは学ぶ場を失う。不登校は「義務に背いている」のではなく、憲法が保障する「**教育を受ける権利**」を**侵害された**」状態であり、そのため進学等での不利益をも被ることになる。

## 7 不登校の現状と課題⑦

### (5) この欠陥を是正するための取り組み

□「義務教育」の場を1条校しか認めたくないために不登校の子ども・家庭を深刻な事態に追い込むことから、**1条校以外にも多様な学びの場を子ども・家庭が****が選択できる制度に変える**よう「フリースクール全国ネットワーク」や「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」などが長年運動を続けてきた。

□教育制度の根幹に係る問題で国会での合意形成が難航、まずは現在の学校制度の枠組みを前提に、**不登校支援と夜間中中学の拡充を目指す「義務教育の段階における普通教育の確保に関する法律（教育機会確保法）」**が2016年12月に成立

## 8 教育機会確保法から多様な学びの創造へ①

### (1) 教育機会確保法の意義

□第3条(理念)で、「不登校の児童生徒が安心して教育を受けられるよう**学校における環境の整備にが図られるようにすること**と、**学校の責任を明確に規定**した。→不登校を子どもや家庭の個人責任にしない。

□第13条で「**学校以外**の場において行う**多様な学習活動の重要性**」「**不登校児童生徒の体養の必要性**」を明記～**法的にも不登校を容認**

### (2) 限界と限界を越えようとする取り組み

□**理念法であり強制力はない**→**具体的施策決定は教育行政の実施主体である**各地方公団体・教育委員会→そこが本気にならないと効果が出ない。

□**当事者(親の会やフリースクール等)が声を上げ、行政に働きかけること**で様々な成果→フリースクールへの**財政支援、行政と当事者の連携や共同事業、千葉県では全国初の不登校支援の県条例が成立**など<sup>41</sup>

## 8 教育機会確保法から多様な学びの創造へ②

### (3) 多様な学びの実例

- **教育支援センター**：サポートベース函館
- **校内フリースクール**：函館は5中学校（青柳、港、深堀、北、赤川）
- **学びの多様化学校（不登校特例校）**
- **フリースクール**：函館圏フリースクールすまいる、ふれすた（七飯町）
- **各種のオルタナティブスクール**：シユタイナー教育、サドベリー教育、デモクラティックスクール、サマーヒルズ教育、フレネ教育など。（4月に長沼町に開設された私立「まおい学びのさと小学校」は「教えない教育」をモットーにしている）
- **ホームスクール**；家庭により様々、次女宅ではカリキュラムや学習指導はなく、子どもたちが自主的に過ごす生活の中で経験することを全て「学び」ととらえる。<sup>42</sup>



# 子どもに気がかりな様子が 見られるときは

- 夜更かししたり、朝起きられなくなったりする。
- 「学校に行きたくない」と言う。
- 学校や友だちのことを話さなくなったりした。

こうしたサインが見られたら、家庭で抱え込まず、まずは相談  
しましょう。

まずは、**話しやすい先生へ**  
相談してみませんか

**チーム学校**  
として対応します

## 学校は、

- 専攻関係を把握するため、関係する子ども等から事情を聞きま  
す  
→ 「スクールカウンセラー、函館市スクールソーシャルワーカー、  
函館市こころの相談員」  
による相談もできます（※面①）
- 子どもによってよりよい対応（保健室や相談室等の別添教材、  
ICTの活用など）を検討し、実施します  
→ 「やすらぎ学級、ふれあい学校」  
の利用も考えられます（※面②）
- 不登校は問題行動ではないので、登校という結果のみを目標とし  
ません
- 教育委員会と相談する場合があります

学校内で情報が  
共有されます

学校として必要な  
対応が検討されます

### <<不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方>>

児童生徒の才能や能力に比して、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援セン  
ターや不登校特設校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校訪問学級での受け入れなど、様々な関係機関等を活用し社  
会的自立への支援を行う。

（文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日より）

## 学校以外の組織が対応することもできます

- 「関係機関、登校拒否と勉強を考える会、フリースクール等」の利用も考えられます（※面③④）

※上記①～④は裏面の該当する施設等を指します

令和4年4月

函館市教育委員会

# 学校以外の組織などによる対応

## 電話による相談 (おたよりやメール)

- 相談日 毎週月曜日～金曜日 (祝日をのぞく)  
 時間 8:45～17:30
- ① 5776644(函館市こころの相談員相談電話)
  - ② 5773009
  - ③ 5778251(函館市南北海道教育センター)
- ※ 保護者の方の子育てについての相談も承ります。

## 相談担当職員の配置

- スクールカウンセラー(S.C)  
12名のS.Cを、すべての小中学校へ派遣しています。
- ① 函館市スクールソーシャルワーカー(S.S.W)  
福祉や教育の分野の専門家2名を配置しています。  
(5778251(函館市南北海道教育センター内))
- ② 函館市こころの相談員  
心酔や教育の分野における専門家2名を配置し、学校での巡回相談を行っています。  
(5776644(函館市南北海道教育センター内))  
(5773009)

## 自分の学校に通いにくくなった子どもが通える学級

- ① やすらぎ学級 (通級指導教室)  
<http://www.city.hokkaido.jp/education/kyouiku/kyouiku/kyouiku.html>
- ② ふれあい学級 (相談指導学級)  
<http://www.city.hokkaido.jp/education/kyouiku/kyouiku/kyouiku.html>  
(5778251(函館市南北海道教育センター内))

- ① 函館市南北海道教育センター  
(唐川町3丁目38番38号)
- 函館市こころの相談員
- 函館市スクールソーシャルワーカー(S.S.W)
- やすらぎ学級 (教育センター3階)

- ② ふれあい学級  
(函館小学校3階 函館町3丁目42-1)

- ③ 函館地方広聴局 (新川町25-18)

- ④ 子ども未来館 次世代育成支援  
(総合保健センター1階 五稜郭町29-1)

## その他の相談機関

- ⑤ 子どもなんでも相談 110番 (32)3182  
子ども専用ダイヤル (0800-500-0879)
- チャイルドライン18番まで子ども専用  
毎日16時～21時 0120(99)7777
- 函館家庭生活カウンセラークラブ  
函館市女性センター内 (54)9742  
月会10時～15時 水10時～12時  
火水18時半～20時半
- 亀田支所内 木13時～15時 (45)5581  
通川支所内 水10時～12時 (57)6161
- ⑥ 函館地方広聴局 子どもの人権110番(フリーダイヤル)  
月～金 8時30分～17時15分 0120-007-110
- 法務省インターネット人権相談(24時間受付)  
<http://www.jihokan.go.jp/>
- 函館市社会福祉協議会 函館市社会福祉総合相談センター  
毎月第2次 10時～12時 本管区相談 (23) 8069  
毎月第4次 10時～12時 ひまこもり相談

## フリースクール等

- 一般社団法人 函館県フリースクールすまいる  
代表：庄司 佳  
<http://freeschool-hokkaido-maille.jp/freeschool/>  
電話：070-4156-3195
- フォレストナレッジ リエゾンスクール  
代表：青田 基  
電話：070-2943-6004 (担当：山田 文子)  
<http://first.knowledge.com/japan/>
- カウンセリングM・N  
代表：丹下敏 愛真 高島 昌彦  
<http://m-n.com/>  
電話：070-2428-0730

## 登校拒否と教育を考える会

- 函館アカンヤ会 代表：野村 俊幸  
毎月第3日曜日13時30分から、不登校や「ひまこもり」に関する意見交換のほか、教育の困りやある子ども親の見直しについて情報交換等を行っています。  
メール：tonozuka@acnaya.ne.jp  
電話：090-6381-6984 FAX：57-3041

